

諮問番号：諮問第 34 号

答申番号：答申第 34 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の規定に基づく徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

- (1) 審査請求人は、知人の運転する車両から降車した際、当該車両のドアで他人所有の車両を傷付け、当該他人所有の車両の修理代を支払う必要が生じたので、処分庁の職員に支払いについて相談した。処分庁の職員によれば、当該修理代を保護費から支払うことはできないとのことで、審査請求人は、当該修理代の支払に充てる金銭を得るためにやむを得ず就労することとなった。
- (2) 就労収入の無申告を理由に本件処分が行われているが、本件処分についての決定通知に明記された「就労」に至るまで、処分庁の職員に必要経費につき相談している。その際、処分庁の職員が、資力に余裕がない審査請求人に対し必要経費の自己負担を求めていることから、機械的な行政手続により法第 78 条を適用し返還を求めている。
- (3) 本件処分のうち納入期限及び返還額決定に至る経緯について説明不足があり、短時間で人生設計を著しく混乱させた。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたかという点にある。

(1) 審査請求人に係る就労収入の認定について

審査請求人は、処分庁に対し、平成27年2月から5月までの収入はなかったと申告している。これに対し、処分庁は、課税調査及び法第29条の規定に基づく審査請求人の勤務先への調査結果により、上記申告の対象期間内である平成27年2月、同年3月、同年4月に141,759円（うち通勤手当15,680円）を得ていたことを把握している。この金額は、審査請求人が、課税調査の結果を踏まえた処分庁からの求めに応じ、処分庁に提出した預金通帳の写しに記載された給与として入金されている金額と一致している。

よって、処分庁が、審査請求人の平成27年2月から5月までの期間における無申告の収入を141,759円と把握したことに誤りはない。

(2) 法第78条の適用について

ア 処分庁は、審査請求人に係る過払金の返還について、法第78条の規定に基づき本件処分を行っている。

審査請求人は、平成27年2月から5月までの期間における就労収入がないと申告していたにもかかわらず現実には上記(1)の収入があったことは、処分庁が行った課税調査及びこれに基づく審査請求人への報告の求め、並びに法第29条の規定に基づく勤務先への調査により判明したものであり、これは「生活保護問答集」（以下「問答集」という。）における法第78条を適用することが妥当である場合の例に該当するものである。

イ さらに、審査請求人は、平成26年7月18日及び平成27年6月29日には法第61条の規定に基づく収入等の申告義務やそれを怠った場合の法第78条等による徴収金の発生等につき理解した旨の書面に署名押印している。このことから、審査請求人は、遅くとも平成26年7月18日以降、収入を申告する義務があること、及び当該義務に違反した場合に法第78条の規定に基づく徴収金が発生しうることを理解していたと認められる。

そうすると、審査請求人は、収入申告義務について理解の上で、平成27年2月から同年5月まで就労収入を得たのに、前記期間につき収入がなかったとの申

告を平成27年6月29日にしているので、審査請求人は故意に虚偽の収入申告をしたものと認められる。

これに対し、審査請求人は、就労に至るまで、他人所有の車両に係る修理代の支払等につき事前に相談したと主張している。しかしながら、そのことで審査請求人が故意に虚偽の収入を申告したとの上記評価は変わるものではない。

ウ 以上のことから、処分庁が法第78条の規定に基づき過払金の徴収を決定したことに、違法又は不当な点はない。

(3) 徴収決定額について

ア 処分庁は、上記(1)で把握した収入額から、通勤手当15,680円を控除した126,079円を徴収額として決定している。

これは、国の通知等に示された通常の勤労収入に関する収入認定において通勤費等の実費の額を認定するとの取扱いや、法第78条を適用するケースでは、不正受給額の全額(必要最小限の実費を除き各種控除は行わない。)を返還させるという問答集の考え方に沿ったものであり、かつ、問答集によれば、法第63条が適用される場合と異なり、処分庁には、徴収額の決定に関し裁量の余地がないので、本件処分における通勤手当を除く就労収入全額を徴収金額と決定したことをもって違法又は不当ということはできない。

イ なお、審査請求人は、自らが支払う必要がある他人所有の車両に係る修理代を、徴収額決定において必要経費として考慮していないことを違法又は不当と主張していると解されるが、修理代の支払費用は勤労収入を得るのに必要な経費ということではできないし、審査請求人が就労前に修理代の支払につき相談していたとしても、そのことによって、必要経費であるか否かの判断に影響はないので、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 本件処分に関し説明不足があるとの主張について

審査請求人は、「本件処分のうち納入期限及び返還額決定に至る経緯についての説明不足があり、短期間で人生設計を著しく混乱させた。」と主張している。

しかしながら、上記(2)のとおり、審査請求人が法第61条に基づく収入の申告義務やこれに違反した場合の法第78条の規定に基づく徴収金の発生等を既に認識している状況で、処分庁が、課税調査結果に基づき、審査請求人に対し現実の収入額の報告を求め、審査請求人からの報告内容及び法第29条の規定に基づく就労

先への調査結果を踏まえ、本件処分を行った経過があり、審査請求人が返還額決定に至る経緯について認識を欠く状況にはなかったといえる。その上で、平成29年1月26日付けで、就労収入の無申告を理由として法第78条に基づく本件処分を行うとともに、納入期限を同年2月15日とする旨を通知しており、処分庁がいかなる理由で本件処分を決定し、いつまでに徴収金を支払うよう求めているのかは明らかであるので、審査請求人の主張する「説明不足」はなく、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 以上のとおり、本件処分は、法及び国からの通知に基づき適正に行われたものであり、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年8月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年9月19日及び同年10月27日審査会にて調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、処分庁の職員が、資力に余裕がない審査請求人に対し機械的な行政手続により法第78条を適用し返還を求めていること等を理由に、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って適正に行われたかという点にある。

(1) 審査請求人に係る就労収入の認定について

審査請求人は、処分庁に対し、平成27年2月から5月までの収入はなかったと申告しているが、処分庁は、課税調査及び法第29条の規定に基づく審査請求人の勤務先への調査結果により、上記申告の対象期間内である平成27年2月、同年3月、同年4月に141,759円（うち通勤手当15,680円）を得ていたこと

を把握した。この金額は、審査請求人が、課税調査の結果を踏まえた処分庁からの求めに応じ、処分庁に提出した預金通帳の写しに記載された給与として入金されている金額と一致している。

よって、処分庁が、審査請求人の平成27年2月から5月までの期間における無申告の収入を141,759円と把握したことに誤りはない。

(2) 法第78条の適用について

ア 処分庁は、審査請求人に係る過払金の返還について、法第78条の規定に基づき本件処分を行っている。

審査請求人は、平成27年2月から5月までの期間における就労収入がないと申告していたにもかかわらず、現実には上記(1)の収入があったことは、処分庁が行った課税調査及びこれに基づく審査請求人への報告の求め並びに法第29条の規定に基づく勤務先への調査により判明したものであり、これは生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)2-④において法第78条を適用することとされている「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するものである。

イ さらに、審査請求人は、平成26年7月18日及び平成27年6月29日には法第61条の規定に基づく収入等の申告義務やそれを怠った場合の法第78条等による徴収金の発生等につき理解した旨の書面に署名押印している。このことから、審査請求人は、遅くとも平成26年7月18日以降、収入を申告する義務があること及び当該義務に違反した場合に法第78条の規定に基づく徴収金が発生しうることを理解していたと認められる。

そうすると、審査請求人は、収入申告義務について理解の上で、平成27年2月から同年5月まで就労収入を得たにもかかわらず、前記期間につき収入がなかったとの申告を平成27年6月29日にしているので、審査請求人は故意に虚偽の収入申告をしたものと認められる。

これに対し、審査請求人は、就労に至るまで、他人所有の車両に係る修理代の支払等につき事前に相談したと主張している。しかしながら、そのことで審査請求人が故意に虚偽の収入を申告したとの上記評価は変わるものではない。

ウ 以上のことから、処分庁が法第78条の規定に基づき過払金の徴収を決定した

ことに、違法又は不当な点はない。

(3) 徴収決定額について

ア 処分庁は、上記(1)で把握した収入額から、通勤手当15,680円を控除した126,079円を徴収額として決定している。

これは、国の通知等に示された通常の勤労収入に関する収入認定において通勤費等の実費の額を認定するとの取扱いや、法第78条を適用するケースでは、不正受給額の全額(必要最小限の実費を除き各種控除は行わない。)を返還させるという『生活保護手帳別冊問答集2015』(平成27年、中央法規出版株式会社)1426ページ問13-23(答)(3)の考え方に沿ったものであり、かつ、同答によれば、法第63条が適用される場合と異なり、処分庁には、徴収額の決定に関し裁量の余地がないので、本件処分における通勤手当を除く就労収入全額を徴収金額と決定したことをもって違法又は不当ということとはできない。

イ なお、審査請求人は、自らが支払う必要がある他人所有の車両に係る修理代を、徴収額決定において必要経費として考慮していないことを違法又は不当と主張していると解されるが、修理代の支払費用は勤労収入を得るのに必要な経費ということとはできないし、審査請求人が就労前に修理代の支払につき相談していたとしても、そのことによって、必要経費であるか否かの判断に影響はないので、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 本件処分に関し説明不足があるとの主張について

審査請求人は、「本件処分のうち納入期限及び返還額決定に至る経緯についての説明不足があり、短期間で人生設計を著しく混乱させた。」と主張している。

しかしながら、上記(2)のとおり、審査請求人が法第61条に基づく収入の申告義務やこれに違反した場合の法第78条の規定に基づく徴収金の発生等を既に認識している状況で、処分庁が、課税調査結果に基づき、審査請求人に対し現実の収入額の報告を求め、審査請求人からの報告内容及び法第29条の規定に基づく就労先への調査結果を踏まえ、本件処分を行った経過があり、審査請求人が返還額決定に至る経緯について認識を欠く状況にはなかったといえることができる。その上で、平成29年1月26日付けで、就労収入の無申告を理由として法第78条に基づく

¹ 平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」を基に、各問答における生活保護関係法令及び通知等への参照を明示し、保護の実施要領関係、医療扶助運営要領関係として収録したもの。

本件処分を行うとともに、納入期限を同年2月15日とする旨を通知しており、処分庁がいかなる理由で本件処分を決定し、いつまでに徴収金を支払うよう求めているのかは明らかであるので、審査請求人の主張する「説明不足」はなく、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 以上のとおり、本件処分は、法及び国からの通知に基づき適正に行われたものであり、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子